



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁
(コード番号 1896 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊
(TEL. 03-3295-8860)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、本年 6 月開催予定の第 84 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 18 条の取締役の員数を「8 名以内」から「10 名以内」へ変更を行い、また、監査体制の強化充実を図るため、現行定款第 25 条の監査役の員数を「4 名以内」から「5 名以内」へ変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、会社法の規定に従い、決議事項について取締役の書面または電磁的記録による同意があり、監査役全員に異議がない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなす旨の規定（変更定款案第 23 条）を新設するものであります。
- (4) 平成 27 年 5 月 1 日施行予定の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりますので、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 23 条（取締役の責任免除）及び第 30 条（監査役の責任免除）の一部を変更し、あわせて字句の修正を行うものであります。
なお、現行定款第 23 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 道路工事、舗装工事、敷地造成工事、上下水道工事その他の土木工事及び建築工事の請負並びにこれらに関連する企画、調査、設計及び監理2 前号の工事に使用する資材の製造及び販売3 建設機械器具並びに車輛の製造、修理、販売及び賃貸4 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理並びにその再生品の製造及び販売 <p>(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"><u>5</u> テニスコート、競技場、キャンプ場その他のスポーツレジャー施設、宿泊施設及び飲食施設の経営及び賃貸<u>6</u> 土地の造成並びに不動産の売買、仲介、賃貸及び管理<u>7</u> 造園、園芸及び植樹に関する事業<u>8</u> 労働者派遣業務<u>9</u> 前各号に関するコンサルティング業務<u>10</u> 前各号に関連する一切の業務 <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第<u>23</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1234 <p>(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"><u>5</u> <u>土壌汚染の調査及び評価並びにその修復及び浄化に関する事業</u><u>6</u><u>7</u><u>8</u><u>9</u><u>10</u><u>11</u> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第<u>23</u>条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第<u>24</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結す</p>

<p>に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第24条（条文の記載省略） （監査役の員数）</p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第26条～第29条（条文の記載省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第33条（条文の記載省略）</p>	<p>ることができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第25条（現行どおり） （監査役の員数）</p> <p>第26条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第27条～第30条（現行どおり） （監査役の責任免除）</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第32条～第34条（現行どおり）</p>
--	--

以上